

# 旅行業者代理業の新規登録の申請について

## 1 新規登録の申請

旅行業者代理業を営もうとする者が、主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事に対して行う申請です。

### (1) 申請先

主たる営業所の所在地が千葉県である旅行業者代理業を営もうとする者は、個人の住所又は法人の本店所在地にかかわらず、千葉県知事に対して申請することになります。

この申請は、「旅行業等登録申請書類一覧表」を参考に、**新規登録申請書に必要書類**を添付して千葉県知事（県担当課）に提出してください。（詳細は「9 新規登録申請に係る手続の流れ」参照）

新規登録の申請にあたっては、原則として代表者及び旅行業務取扱管理者の来庁をお願いいたします。

### (2) 所属旅行業者

旅行業者代理業業務委託契約に基づく所属旅行業者は、1事業者に限られます。

また、旅行業者代理業者の業務の範囲は、所属旅行業者からの委託内容に限られます。（受託旅行業者代理業者として定められたときは、委託旅行業者の企画旅行を販売することができます。）

## 2 新規登録の拒否【旅行業法第6条第1項】

申請者が次のいずれかに該当する場合には、登録が拒否されます。

- (1) 旅行業法第19条の規定により旅行業又は旅行業者代理業の登録を取り消され、又は旅行業法第37条の規定により旅行サービス手配業の登録を取り消され、その取消の日から5年を経過していない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の日前60日以内に当該法人の役員であった者で、当該取消しの日から5年を経過していないものを含む。）
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、又は旅行業法の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していない者
- (3) 暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。（8）において同じ。）
- (4) 申請前5年以内に旅行業務又は旅行サービス手配業務に関し不正な行為をした者
- (5) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が（1）～（4）又は（7）のいずれかに該当するもの
- (6) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (7) 法人であって、その役員のうち（1）から（4）まで又は（6）のいずれかに該当する者があるもの

- (8) 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- (9) 営業所ごとに旅行業法第11条の2の規定による旅行業務取扱管理者を確実に選任すると認められない者
- (10) 省略
- (11) 旅行業者代理業を営もうとする者であって、その代理する旅行業を営む者（所属旅行業者）が2以上であるもの

### 3 新規登録申請の基準資産額

旅行業者代理業者には、財産的基礎に係る規定がありません。

### 4 営業保証金及び弁済業務保証金分担金

旅行業者代理業者には、営業保証金及び弁済業務保証金分担金に係る規定がありません。

### 5 新規登録申請の登録手数料

新規登録申請の登録手数料は、15,000円分の千葉県収入証紙で納付していただきます。（収入印紙ではありません。）

千葉県収入証紙は、千葉県庁中庁舎地下1階の生協で購入することができます。

### 6 新規登録申請の基準資産額、営業保証金、弁済業務保証金分担金及び登録手数料

	基準資産額	営業保証金	弁済業務保証金分担金	登録手数料
第二種旅行業 (参考)	700万円以上	1,100万円 (見込額7億円未満)	220万円	17,000円
第三種旅行業 (参考)	300万円以上	300万円 (見込額2億円未満)	60万円	
地域限定旅行業 (参考)	100万円以上	15万円 (見込額400万円未満)	3万円	
旅行業者代理業	規定なし			15,000円

「旅行業務に関する旅行者との年間取引見込額」によって、営業保証金及び弁済業務保証金分担金の額は異なります。

## 7 取り扱うことができる業務範囲

旅行業等の取り扱うことができる業務範囲は、次のとおりです。

		企画旅行				手配旅行		他の旅行業者の募集 集型企画旅行の販 売（受託販売）		旅行相談業 務
		募集型		受注型						
		海外	国内	海外	国内	海外	国内	海外	国内	
旅行業	第一種	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	第二種	×	○	○	○	○	○	○	○	○
	第三種	×	△ <sub>(注1)</sub>	○	○	○	○	○	○	○
	地域限定	×	△ <sub>(注1)</sub>	×	△ <sub>(注1)</sub>	×	△ <sub>(注2)</sub>	○	○	○
旅行業者代理業		×	×	×	×	△ <sub>(注3)</sub>	△ <sub>(注3)</sub>	△ <sub>(注3)</sub>	△ <sub>(注3)</sub>	×

○ : 取り扱うことができます。

△ : 取り扱うことのできる範囲に限られます。(注1から注3まで参照)

× : 取り扱うことができません。

注1 企画旅行ごとに拠点区域(※)内において実施されるものに限られます。

注2 行為ごとに拠点区域(※)内における運送等サービスの提供に係るものに限られます。

注3 所属旅行業者からの委託内容に限られます。

※ 拠点区域とは、自らの営業所の存する市町村(特別区を含みます。以下同じ)の区域、これに隣接する市町村の区域及び観光庁長官の定める区域をいいます。

## 8 旅行業務取扱管理者の選任【旅行業法第11条の2】

営業所ごとに、1人以上の旅行業務取扱管理者(海外旅行を取り扱う営業所においては、総合旅行業務取扱管理者)を選任しなければなりません。

また、他の営業所との兼任はできません。

なお、旅行部門(組織)の従業員数がおおむね10名以上の営業所において1人の旅行業務取扱管理者では管理、監督が十分できない場合には、2人以上の旅行業務取扱管理者を選任する必要があります。

## 9 新規登録申請に係る手続の流れ

新規登録申請にあたっては、代表者及び旅行業務取扱管理者の来庁をお願いいたします。

(4)の通知を受領し、かつ、所属旅行業者が登録行政庁に営業保証金の供託又は弁済業務保証金分担金納付の届出をした後でなければ、旅行業者代理業を開始してはなりません。

(1)	申請者 ⇒ 千葉県知事(県担当課)
	「旅行業等登録申請書類一覧表」を参考に提出書類を準備し、県担当課に連絡して提出日時を調整

	申請者 ⇒ 千葉県知事（県担当課）
(2)	<p><u>新規登録申請書（手数料：15,000円分の千葉県収入証紙）</u>（※）に必要書類を添付して提出（郵送不可）</p> <p>お話を伺いながら提出書類を確認させていただきます。（誤りがあった場合、訂正印が必要になることがありますので、<u>新規登録申請書</u>に使用した代表者印を御持参ください。）</p>
(3)	<p>千葉県知事（県担当課）</p> <p>申請内容を審査し、拒否要件に該当しなければ、旅行業者代理業者登録簿に登録</p>
(4)	<p>千葉県知事（県担当課） ⇒ 申請者</p> <p>登録通知、登録簿の写し等を交付</p>

※ 千葉県収入証紙（収入印紙ではありません）は、千葉県庁中庁舎地下1階の生協で購入することができます。